交通死亡事故防止対策事業補助金交付要領

（通則）

第１条　この要領は、福井県補助金等交付規則（昭和４６年福井県規則２０号以下「規則」という。）および福井県防災安全部県民安全課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、交通死亡事故防止対策事業に係る補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　本補助金は、福井県内に居住する満６５歳以上の者に対し、安全運転サポート車または安全運転装置の導入に要する経費の一部について、予算の範囲内において支援することにより、高齢運転者の交通事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）自動車　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する自動車であって、自家用に供するものをいう。

（２）中古車　新車（法第７条に規定する登録を初めて受けることとなる自動車、または法５９条第１項に規定する新規検査を初めて受けることとなる自動車（軽自動車に限る）をいう。）以外の自動車をいう。

（３）安全運転サポート車　次の全ての装置を搭載した自動車で、かつ、「道路運送車両の保安基準」（昭和２６年運輸省令第６７号）に適合するもの。

ア　対歩行者衝突被害軽減ブレーキ

車載のレーダーまたはカメラにより前方の車両、歩行者等を検知し、衝突の可能性がある場合には、運転者に対し警報し、衝突の可能性が高い場合には、自動でブレーキを作動させる装置

イ　ペダル踏み間違い急発進抑制装置

停止時または低速走行時に、車載のレーダー、カメラまたはソナーが前方または後方の壁や車両を検知している状態でアクセルを踏み込んだ場合に、エンジン出力を抑える等により、急加速を防止する装置

ウ　車線逸脱警報装置

車載のカメラにより道路上の車線を検知し、車線からはみ出し、ま

たはそのおそれがある場合に運転者に対して警報する装置

エ　先進ライト

自動切替型前照灯（先行車、対向車等を検知し、ハイビームおよびロービームを自動的に切り替える機能を有する前照灯）、自動防眩型前照灯（先行車、対向車等を検知し、ハイビームの照射範囲のうち当該先行車、対向車等の周辺部分のみを部分的に減光する機能を有する前照灯）または配光可変型前照灯（ハンドル、方向指示器等の操作に応じ、水平方向の照射範囲を自動的に制御する機能を有する前照灯）

（４）ドライブレコーダー　自動車に搭載して走行中または停車中の状況を映像で記録する装置（スマートフォン等を活用したものを除く。）をいう。

（５）車線逸脱警告機能　道路上の車線を検知し、車線からはみ出し、またはそのおそれがある場合に運転者に対して警報する機能をいう。

（６）追突防止機能　先行車と接近しすぎた際に警告音等で知らせ衝突を防止する機能をいう。

（７）後付け急発進抑制装置　既販車に対して後付けで設置する国土交通省の性能認定を受けたペダル踏み間違い急発進抑制装置とし、その製造販売元業者等が販売および設置を認めている取扱事業者等において、購入および設置したもの。

（８）安全運転装置　ドライブレコーダーのうち車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するものまたは後付け急発進抑制装置をいう。

（９）限定運転宣言書　加齢による身体機能や運転技能の低下から発生する交通事故の危険を避けるため、運転する時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける取組みとして、自らの限定運転の宣言項目を所定の様式に記載したものをいう。

（補助対象者）

第４条　この要領による補助の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者をいう。

（１）福井県内に居住する満６５歳以上の者（申請に係る年度内に６５歳に達する者を含む。）

（２）導入する安全運転サポート車および安全運転装置を設置する自動車の自動車検査証に記載されている「使用者の氏名又は名称」と同一である者

（３）有効期限内の自動車運転免許証を保有している者

（４）申請に係る年度にかかわらず、本補助金の交付を受けていない者

（５）限定運転に取り組むことを宣言している者

（６）県税の納税に滞納がない者

（７）交通死亡事故防止対策事業補助金誓約事項（別紙１）の記に記載されている事項に該当しない者

（補助対象経費等）

第５条　本補助金の交付の対象となる経費等は、次のとおりとする。

（１）補助対象経費

安全運転サポート車	安全運転装置
補助対象者が、自ら使用する目的で安全運転サポート車を導入するのに要する経費（消費税および地方消費税相当分を含む。）から国その他の機関等から交付される補助金額を差し引いた経費。ただし、２万円を下限とし、これを下回る場合は補助対象外とする。	補助対象者が自らの自動車（安全運転サポート車を除く。）に安全運転装置を導入するため、同装置の購入および設置に要する経費（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障個所の修理もしくは補修または改良もしくは改造に係る費用を除く。）から国その他の機関等から交付される補助金額を差し引いた経費。ただし、車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー、後付け急発進抑制装置について、それぞれ２万円を下限とし、これを下回る場合は補助対象外とする。

（２）補助対象車両および補助対象装置

安全運転サポート車	安全運転装置
令和７年３月１日から令和８年２月２８日までに、中古車の移転登録もしくは移転届出または中古車の新規登録もしくは新規検査届出がなされた安全運転サポート車。	令和７年３月１日から令和８年２月２８日までに、県内の販売・設置業者（申請者自らが経営するものを除く。）から自らの自動車（安全運転サポート車を除く。）のために購入および設置した安全運転装置。

（３）補助金の交付額

本補助金の交付額は、以下のとおりとする。

安全運転サポート車	安全運転装置
２万円	①車線逸脱警告機能および追突防止機能を有するドライブレコーダー　１万円 ②後付け急発進抑制装置　１万円

（交付申請兼実績報告および請求）

第６条　補助金の交付を申請しようとする者（以下、「申請者」という。）は、交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書（様式第１―１、１－２号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

安全運転サポート車	安全運転装置
（１）安全運転サポート車販売証明書（様式第３―１号） （２）県税の納税状況の確認について（様式第４号） （３）自動車検査証の写し （４）自動車運転免許証の写し（住所変更がある場合は裏面も必要） （５）限定運転宣言書の写し （６）その他知事が定めるもの	（１）安全運転装置設置証明書（様式第３－２―Ａ、Ｂ号） （２）県税の納税状況の確認について（様式第４号） （３）自動車検査証の写し （４）自動車運転免許証の写し（住所変更がある場合は裏面も必要） （５）限定運転宣言書の写し （６）安全運転装置の購入・設置にかかる領収書等の写し（価格、日付、品名、店名が記載されているもの） （７）その他知事が定めるもの

（交付申請兼実績報告および請求の受付期間）

第７条　交通死亡事故防止対策事業補助金交付申請書兼実績報告書および請求書（様式第１―１、１－２号）の受付期間は、令和７年５月１日から令和８年３月６日までとする。ただし、受付期間中に補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の交付に係る予算の執行状況を見極めた上で、交付申請の受付を中止することができる。

（交付決定および額の確定）

第８条　知事は、第６条の申請があったときは、同条に規定する書類により当該申請の内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するときは、補助金の交付決定および額の確定をするものとし、申請者に交通死亡事故防止対策事業補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（補助金の支払）

第９条　知事は、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅延なく申請者に支払うものとする。

（財産の管理）

第１０条　規則第２０条に規定する財産は、本補助金の交付を受けて取得した補助対象車両および補助対象装置とする。

２　規則第２０条ただし書きに規定する期間は、補助対象車両の登録または届出の日、または補助対象装置の設置の日から１年間とする。

３　本補助金の交付を受けた者は、天変地災その他自らの責に帰することができない理由等により、補助対象車両および補助対象装置が毀損し、または滅失したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（財産の処分制限）

第１１条　本補助金の交付を受けた者は、前条第２項に規定する期間中において、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

２　知事の承認を受けて補助対象車両および補助対象装置を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

（県による調査）

第１２条　知事は補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、本補助金の交付を受けた者に対して、補助対象車両および補助対象装置の使用等に関する調査を行うことができる。

２　本補助金の交付を受けた者は、県が前項の調査等を申し出た場合は、これ

に協力しなければならない。

（補助金の返還）

第１３条　知事は、虚偽の申請その他不正行為によって本補助金の給付を受けたものに対し、補助金の全部または一部を返還させるものとする。

（その他）

第１４条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要領は令和３年４月１日から適用する。
この要領は令和４年４月１日から適用する。
この要領は令和５年４月１日から適用する。
この要領は令和５年５月２２日から適用する。
この要領は令和６年１月５日から適用する。
この要領は令和６年４月１日から適用する。
この要領は令和７年４月１日から適用する。

別紙１

交通死亡事故防止対策事業補助金誓約事項

私は、補助金の交付を申請するに当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

２　私が、暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

３　転売を目的とした、安全運転サポート車および安全運転装置の導入であること。

４　導入した安全運転サポート車および安全運転装置を、個人の用途に供しないこと。